

## 記載に当たっての留意点

### Point

#### 適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）

- 適格請求書は、書面での交付に代えて、電磁的記録（電子データ）で提供することができます（電子インボイス）。
- 適格請求書に係る電磁的記録の記録事項は、書面で適格請求書を交付する場合と同じです。
- 適格請求書に係る電磁的記録の提供方法として、例えば、受発注に係るオンラインシステムを介した連絡（いわゆる EDI 取引）、電子メール送信、インターネット上のサイトを通じた提供、記録用媒体での提供などがあります。

### Point

#### 仕入明細書等による対応

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限ります。）。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

#### 【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

仕入明細書  
 «4月分» ○年○月○日  
 ●● (株) 御中  
 登録番号: T123456... (株) △△  
 ○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします  
 支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
...	...	...	...	...
合計		仕入金額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

#### 【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

#### 仕入明細書等の記載事項

- |                                  |                                     |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称              | ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）           |
| ② <u>課税仕入れの相手方</u> の氏名又は名称及び登録番号 | ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率 |
| ③ 課税仕入れを行った年月日                   | ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等                    |

## Point

### 複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

請求書

納品書

納品書番号 (関連の明確化)

10月分 (10/1~10/31)		109,200円 (税込)
納品書番号	金額	
No.0011	11,960円	
No.0012	7,640円	
No.0013	9,800円	
合計	109,200円 (消費税 9,200円)	
110%対象	66,000円	消費税 6,000円
18%対象	43,200円	消費税 3,200円

品名	金額
牛肉 ※	5,400円
じゃがいも ※	2,160円
割り箸	1,180円
ビール	3,300円
合計	11,960円

#### 記載事項

- |                           |                                       |
|---------------------------|---------------------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) 及び適用税率 |
| ② 取引年月日                   | ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等                      |
| ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)    | ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称                 |

※ 例えば、事務所の賃貸借のように、通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書の交付がされない取引の場合、適格請求書の記載事項の一部 (課税資産の譲渡等の年月日以外の事項) が記載された契約書及び通帳又は銀行が発行した振込金受取書 (課税資産の譲渡等の年月日を示すもの) を合わせて記載事項を満たしていれば、これらの書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

## Point

### 取引先コードによる記載

- 適格請求書には、「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」の記載が必要ですが、
  - ① 登録番号と紐付けて管理されている取引先コード表などを相手方と共有しており
  - ② 買手においても取引先コード表などから登録番号が確認できる場合
 には、請求書等に取引先コードなどを記載することで「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」の記載があるものとして取り扱われます。

請求書

××年11月30日  
△△商事(株)

(株)〇〇御中  
11月分 131,200円

取引先コード C016

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
∴	∴	∴
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

\* 軽減税率対象

登録番号を取引先コード表で別途共有している場合、登録番号の記載があるものとして取り扱う